## 甲賀広域行政組合事務部局における障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3の規定に 基づき、甲賀広域行政組合事務部局における障害者活躍推進計画を次のとおり定めます。

令和2年3月30日

## 甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

機関名	甲賀広域行政組合事務部局
任命権者	管理者 岩永 裕貴
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日 (5年間)
甲賀広域行政組合事	甲賀広域行政組合事務部局は、職員総数が 38 人程度の小規
務部局における障害	模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っ
者雇用に関する課題	ていない。また、職員の高齢化に伴い、中途障害者となる職員
	も想定されるが、個別対応することなどで大きな問題は生じ
	ないと考え、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○職員募集を行う際には、障害者である応募者を念頭におい
	た形で職員の募集を行う。
②定着に関する目標	○なし ·
	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
1. 障害者の活躍を推	○障害者雇用推進者として、事務局次長を選任する。
進する体制整備	○障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等によ
	り周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 箇月
	以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格
	要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向
	け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者か
本となる職務の選	ら相談があった場合は、労働局に相談し、負担なく遂行でき
定・創出	る職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評
進するための環境	価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の
整備・人事管理	有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、
	継続的に必要な措置を講じる。
	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望をふま
	えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等
	に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に基づく障害者就
	労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を
	推進する。